**（様式1）脊椎脊髄外科専門医基幹研修施設応募申請書**

貴施設名（正式名称で記入してください）

例：独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院など

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

総病床数　（　　　　　　）床

整形外科病床数　　　（　　　　　　）床

整形外科医師数　　（　　　　　　）名

麻酔科医常勤の有無（いずれかに○をしてください）　（有　・　無）

指導医（全員の御芳名を記入してください）

下記必要条件をチェックしてください（　）内にνを入れてください。

※次ページの注意事項も参照したうえでチェックを入れてください。

（　）当該施設からの申請は1件のみで、**複数申請していない**

（　） 脊椎脊髄手術が**3年間継続して100例/年以上**である（様式2・3）

（　） 施設に所属する医師が筆頭演者として**日本脊椎脊髄病学会**あるいは**日本**

**脊髄外科学会**の学術集会に3年間で1回以上発表あるいは講演していること。また、その**抄録のコピー**を提出する（申請書類その他1）

（　） 日本整形外科学会認定研修施設である（申請書類その他2）

（　） 日本脊椎脊髄病学会の指導医が在籍している（申請書類その他3）

施設代表指導医御芳名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**申請時の注意事項**

以下についても必ず確認した上で、申請書の作成をお願いいたします。

**【症例申請にあたっての注意事項】**

1. 申請不可症例：抜釘、Halo装着、生検、創傷処置、軟部腫瘍切除、処置に準ずる小手術、血腫除去、異物摘出、経皮的小手術。なお経皮的小手術とは経皮的髄核摘出術、レーザー椎間板蒸留法、椎間板注入療法や経皮的にPMMAを注入するだけの椎体形成術、脊髄刺激療法（SCS)とバクロフェン持続髄腔内投与療法（ITB)、などを指す。また、経皮的椎体形成術（BKP）や経皮的内視鏡下腰椎椎間板摘出術（PLD）は20症例までとする。
2. 頚椎、胸椎、腰椎にまたがる手術は“その他”で申請する。
3. 除圧＋固定手術は“固定”で申請する。
4. 研修施設における実績の評価であるので、指導医の転勤によって実績が減少し年間100症例未満であれば申請不可である。
5. 症例一覧表（資料4）は、年ごと（2015, 2016, 2017）、部位ごと（頭蓋頚椎移行部・頚椎・胸椎・腰仙椎・側弯症・その他）に分けて、1から番号付け（No.）する。
6. 側弯症手術の症例は、“年齢を問わず、コブ角30度以上”のものである
7. 年間の手術件数には、頚椎あるいは腰椎の変性疾患が含まれ、専攻医側からみて**バランスのよい手術**内容であること（目安として頚椎手術10％、腰椎手術30％以上）